

無人国境離島の適切な管理の推進に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、我が国周辺の海域に係る海洋資源への関心の高まり、我が国の領域主権、主権的権利等を害する行為の発生等により、我が国の領域及び排他的経済水域等を保全する必要性が増大していることに鑑み、無人国境離島について土地の所有者等についての調査を行う等により、我が国の領土である無人国境離島の適切な管理を推進することを目的とすること。 (第一条関係)

二 定義等

1 この法律において「無人国境離島」とは、次のいずれかに該当する島であつて、住所を有する者がいないものをいうこと。

① 基線（領海及び接続水域に関する法律第二条第一項に規定する基線をいい、直線基線（同項の直線基線をいう。③において同じ。）の基点を含む。）を有する島

② 政令で定めるところにより測定した①の島からの距離が十二海里以内である島

- ③ 政令で定めるところにより測定した直線基線からの距離が十二海里以内である島
- 2 無人国境離島に住所を移転した者がある場合において、その移転がこの法律の適用を免れる目的によるものと認められるときは、この法律の適用については、1の住所を有する者がいないものとみなすこと。
- 3 この法律において「土地等」とは、土地、土地収用法第五条に掲げる権利及び同法第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件をいうこと。
- 4 この法律において「独立行政法人等」とは、次に掲げる法人をいうこと。
 - ① 独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。②において同じ。）
 - ② 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 5 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独

立行政法人をいうこと。

(第二条関係)

第二 基本方針

- 1 政府は、無人国境離島の適切な管理の推進に関する基本的な方針（第二において「基本方針」という。）を定めなければならないこと。
- 2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとすること。
 - ① 無人国境離島の適切な管理の推進に関する基本的な方向
 - ② 無人国境離島の適切な管理の推進に関し政府が講ずべき施策に関する基本的事項
 - ③ 第三の無人国境離島土地調査の計画的な実施に関する事項
 - ④ ①から③までのほか、無人国境離島の適切な管理の推進に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこと。
- 4 内閣総理大臣は、3の閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない

こと。

5 3及び4は、基本方針の変更について準用すること。

(第三条関係)

第三 無人国境離島土地調査

一 無人国境離島土地調査の実施

国土交通大臣は、内閣総理大臣の総合調整の下、関係行政機関の長と連携協力して、無人国境離島の土地の所有者（土地の全部又は一部について地上権その他の政令で定める使用及び収益を目的とする権利が設定されているときは、当該権利を有している者及び所有者。二及び第四の五の1において同じ。））、地番及び地目並びに利用の実態についての調査並びに境界及び地積に関する測量（以下「無人国境離島土地調査」という。）を行うものとする。こと。

(第四条関係)

二 土地の所有者の把握に関し必要な情報の提供

国土交通大臣は、無人国境離島土地調査の実施のため必要があるときは、関係行政機関の長その他の者に対して、無人国境離島の土地の所有者の把握に関し必要な情報の提供を求めることができること。

(第七条関係)

三 無人国境離島土地調査の実施の委託

- 1 国土交通大臣は、無人国境離島土地調査を行おうとする場合においては、市町村にその実施を委託することができること。
- 2 1のほか、国土交通大臣又は1により無人国境離島土地調査の実施を委託された市町村は、無人国境離島土地調査を適正かつ確実に実施することができるものと認められる者として国土交通省令で定める要件に該当する法人に、その行う無人国境離島土地調査の実施を委託することができること。

(第八条関係)

四 無人国境離島土地調査の結果の報告等

国土交通大臣は、無人国境離島土地調査の結果に関し、内閣総理大臣に報告するとともに、国土調査法の国土調査に該当する地籍調査を行う者に必要な情報を提供するものとする。 (第九条関係)

五 国土調査法の準用

無人国境離島土地調査については、国土調査法第五章の規定（一部の規定を除く。）及び第六章の規

定を準用するものとし、この場合における読替えについて定めること。

(第十条関係)

第四 無人国境離島の適切な管理に係る措置

一 標識の設置

1 国は、無人国境離島において、我が国の領土であることを示す標識を設置するものとする。

2 地方公共団体は、無人国境離島において、当該地方公共団体の区域であることを示す標識を設置するよう努めなければならないこと。

(第十一条関係)

二 公共施設の整備

国及び地方公共団体は、無人国境離島において、灯台、護岸、気象観測施設その他の公共施設を整備するよう努めなければならないこと。

(第十二条関係)

三 定期的な巡回

国は、無人国境離島の土地のうち国が所有し、又は管理する土地について、定期的に巡回するものとする。

(第十三条関係)

四 自然環境の保全等の活動

- 1 国は、無人国境離島の土地のうち国が所有し、又は管理する土地について、必要に応じ、生態系に関する調査、鉱物の探査その他の自然環境の保全及び資源の開発又は利用に関する活動（2において「自然環境の保全等の活動」という。）を行うよう努めなければならないこと。
- 2 国は、無人国境離島の土地について、所有者その他の者が自然環境の保全等の活動を行うときは、その支援に努めなければならないこと。

(第十四条関係)

五 民間等所有地の適切な管理のための措置

- 1 内閣総理大臣は、無人国境離島の土地のうち国が所有し、又は管理する土地以外の土地（2において「民間等所有地」という。）について適切な管理が行われるよう、当該土地の所有者に対し、必要な助言を行うよう努めなければならないこと。
- 2 内閣総理大臣は、民間等所有地について、国において適切な管理を行う必要があると認めるときは、買取り、借上げその他の必要な措置を講ずるものとする。

(第十五条関係)

第五 無人国境離島の土地等の収用

一 土地等の収用

無人国境離島のうち周辺の海域における海洋資源の状況、我が国の領域主権、主権的権利等を害する行為の発生の状況その他の事情を考慮して特に管理を強化する必要があると認められる島において、そのために国が当該島の土地等（国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が有する土地等を除く。）を取得することが適正かつ合理的であると認められるときは、この法律の定めるところにより、当該土地等を収用することができること。

(第十六条関係)

二 資料の提出の求め等

内閣総理大臣は、一の土地等の収用に係る手続の準備のため必要があると認めるときは、土地等の所有者（土地収用法第五条に掲げる権利にあつては、権利者。以下同じ。）その他の関係者に対し、資料の提出を求め、又は当該職員をして質問させることができること。

(第十七条関係)

三 収用認定申請書

- 1 内閣府において一の土地等の収用の実施に関する事務を担当する部局の長等（地方支分部局の長を含む。以下「担当部局の長等」という。）は、この法律の規定により土地等を収用しようとするときは、担当部局の長等の名称、収用しようとする土地等の所在等及び収用しようとする理由を記載した申請書（以下「収用認定申請書」という。）を内閣総理大臣に提出し、その認定を受けなければならないこと。
- 2 収用認定申請書には、収用しようとする土地等の所有者又は関係人の意見書その他政令で定める書類（六において「添付書類」という。）を添付しなければならないこと。
- 3 2の意見書は、所有者又は関係人を確知することができないときその他これらの者からこれを得ることができない事情があるときは、添付することを要しないこと。この場合においては、意見書を得ることができなかった事情を疎明する書面を添付しなければならないこと。

（第十八条関係）

四 無人国境離島土地収用認定

内閣総理大臣は、収用認定申請書に係る土地等の収用が一の要件に該当すると認めるときは、遅滞な

く、土地等の収用の認定（以下「無人国境離島土地収用認定」という。）をしなければならないこと。

（第十九条関係）

五 関係行政機関等の意見の聴取

- 1 内閣総理大臣は、無人国境離島土地収用認定に関する処分を行おうとする場合において、必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び学識経験を有する者の意見を求めることができること。
- 2 関係行政機関の長は、無人国境離島土地収用認定に関する処分について、内閣総理大臣に意見を述べることができること。

（第二十条関係）

六 収用認定申請書の縦覧

内閣総理大臣は、無人国境離島土地収用認定に関する処分を行おうとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、担当部局の長等の名称及び収用認定申請書に係る土地等の所在を公告し、公告の日から二週間収用認定申請書及び政令で定める添付書類を公衆の縦覧に供しなければならないこと。

（第二十一条関係）

七 無人国境離島土地収用認定の告示等

- 1 内閣総理大臣は、無人国境離島土地収用認定をしたときは、遅滞なく、その旨を担当部局の長等に文書で通知するとともに、当該担当部局の長等の名称、当該無人国境離島土地収用認定に係る土地等の所在、当該無人国境離島土地収用認定をした理由及び2の図面その他政令で定める書類の縦覧場所を官報で告示しなければならないこと。
- 2 担当部局の長等は、1の通知を受けたときは、遅滞なく、無人国境離島土地収用認定に係る土地等の所在等を公告し、かつ、当該土地等の所有者及び関係人に通知するとともに、政令で定めるところにより、当該土地等の図面その他政令で定める書類を、当該無人国境離島土地収用認定が効力を失う日又は当該無人国境離島土地収用認定に係る全ての土地等について必要な権利を取得する日まで公衆の縦覧に供しなければならないこと。
- 3 内閣総理大臣は、1の告示をしたときは、直ちに、関係都道府県知事にその旨を通知しなければならないこと。
- 4 無人国境離島土地収用認定は、1の告示があった日から、その効力を生ずること。

5 内閣総理大臣は、無人国境離島土地収用認定を拒否したときは、遅滞なく、その旨を担当部局の長等に文書で通知しなければならないこと。

(第二十二條關係)

八 無人国境離島土地収用認定の失効

1 七の1の告示があった後、土地等を収用する必要がなくなったときは、担当部局の長等は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならないこと。この場合において、その事由の発生が七の2の通知の後であるときは、土地等の所有者及び関係人にも、遅滞なく、その旨を通知しなければならないこと。

2 内閣総理大臣は、1の報告を受けたときは、無人国境離島土地収用認定が将来に向かってその効力を失う旨を官報で告示しなければならないこと。

(第二十三條關係)

九 土地収用法の適用

一の土地等の収用に関しては、この法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該収用は土地収用法

第三条各号の一に規定する事業と、内閣総理大臣は同法の起業者と、無人国境離島土地収用認定は同法により国土交通大臣が行う事業の認定と、七の1の告示は同法により国土交通大臣が行う事業の認定の告示とみなして、同法の規定（一部の規定を除く。）を適用するものとし、この場合における読替えについて定めること。

（第二十四条関係）

第六 雑則

一 課税の特例

無人国境離島の土地等について、第五の一による収用又は買取りの申出を拒むときは第五の一により収用されることとなる場合における買取りが行われたときは、租税特別措置法で定めるところにより、所得税又は法人税の課税について五千万円を限度とする譲渡所得の特別控除の適用があるものとする。

（第二十五条関係）

二 資料の提出の要求等

内閣総理大臣は、関係地方公共団体の長に対して、この法律の施行に関し必要な資料の提出及び説明を求めることができること。

（第二十六条関係）

第七 罰則

第五の二による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料の提出をし、又は第五の二による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の過料に処すること。（第二十九条関係）

第八 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第三は公布の日から起算して二十日を経過した日から、第五、第六の一及び第七は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。（附則第一項関係）

二 我が国の領域等に係る行政組織の在り方の検討

政府は、我が国の領域及び排他的経済水域等の保全に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための行政組織の在り方について検討を加え、その結果に基づいて、法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。（附則第二項関係）

三 その他所要の規定の整備を行うこと。